全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第五十一条の二十一の規定により登録を取り消し、若しくは登録サンプリング補助者講習機関に対しサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録サンプリング補助者講習機関が天災その他の事由によりサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　登録サンプリング補助者講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長がサンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一　所轄都道府県労働局長に当該サンプリング補助者講習の業務並びに当該サンプリング補助者講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事項

（公示）

第五十一条の二十五　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

登録をしたとき。	一　登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　サンプリング補助者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　登録した年月日
第五十一条の十五の規定による第五十一条の十二第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更した年月日
第五十一条の十五の規定による第五十一条の十二第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称 二　変更前及び変更後のサンプリング補助者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　変更した年月日
第五十一条の十七の規定による届出があつたとき。	一　サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　休止し、又は廃止するサンプリング補助者講習の業務の範囲 三　サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

（新設）